

意見書案第 1 2 号

「土地利用規制法」の廃止を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

令和 3 年 1 2 月 1 4 日提出

提 出 者 中間市議会議員 田 口 澄 雄

賛 成 者 中間市議会議員 柴 田 芳 信

「土地利用規制法」の廃止を求める意見書

「土地利用規制法」、正式名称「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」は、第204回国会閉会当日に、衆参合わせてわずか26時間というあまりに短い審議の中で成立させられました。

この法案の中身については、与党推薦の参考人からも、法文そのものに対するあいまいさを批判する意見が述べられ、このまま押し通すことの不合理が際立った中での成立でした。

法案の必要性については、政府案では多々言われていますが、いずれにしてもそうした目的を達成するうえでもこの法律を必要とする「立法事実」はないというのが、この法案の最大の問題です。

政府案では大きくいって、防衛施設の守りや離島の守備、水源地や森林の土地を守ること、そして原発や空港の施設の安全確保を問題としていますが、そのことを問題として法制定をするまでの「立法事実」について問われますと、「それらのリスクが確かなものかどうかを調査するのが大きな目的となっている」と答えています。しかしこれでは、本末転倒で、リスクを前提として法提出したのではなく、それを探すために法を提出したということになります。

そんないい加減なことで、こうした法案を提出し可決させて良いのでしょうか。

この法には、今後の国民生活への影響の点でも大きな問題を含んでいます。

重要施設の周囲おおむね1キロメートルの範囲内が「注視区域」とされ特に重要な施設や国境離島は「特別注視区域」とされますが、その運用が政令に委任されることです。これでは、政府による、いかような拡大解釈も可能となります。

これらの区域に指定された住民は、個人情報が強制的に収集され、各自治体が制定する個人情報保護条例とも相反することとなります。

まさにこれらは、戦前の要塞地帯法や治安維持法、軍機保護法に匹敵するものであり、それらの法を背景に戦争を拡大し、わが国と周辺の国々に悲惨な損害をもたらした戦前の歴史的経験を忘れてはなりません。

本法律の即時廃止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年12月14日

中間市議会

衆議院議長	細田 博之	様
参議院議長	山東 昭子	様
内閣総理大臣	岸田 文雄	様
外務大臣	林 芳正	様
防衛大臣	岸 信夫	様
経済産業大臣	萩生田光一	様